

令和元年度（2019年度）北海道・ハワイ州高校生交換留学促進事業実施要項

（令和元年7月10日総務政策局教育政策課長決定）

1 目的

この要項は、高校生交換留学促進事業実施要綱（平成11年3月31日教育長決定）第8の規定に基づき必要な事項を定め、その円滑な推進を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 留学先

米国・ハワイ州立ワイパフ高等学校

(2) 留学期間

令和元年12月中で、北海道教育委員会と米国・ハワイ州教育省（以下「教育省」という。）とが合意した1週間

(3) ハワイ州留学生受入先

北海道登別明日中等教育学校

(4) ハワイ州留学生受入期間

令和元年10月中で、北海道教育委員会と教育省とが合意した1週間

(5) 募集人員

道立高等学校及び道立中等教育学校（後期課程）（以下「高等学校等」という。）生徒計5名以内

(6) 引率者

北海道教育委員会と教育省とが協議の上、教員又は教育庁職員から決定する。

(7) 米国・ハワイ州における通学

北海道から派遣する高等学校等の生徒（以下「留学生」という。）は、北海道教育委員会が指定する家庭にホームステイしながら、米国・ハワイ州立ワイパフ高等学校に通学し、授業や学校行事等に参加する。

(8) ハワイ州留学生の受け入れ

米国・ハワイ州から派遣される高等学校の生徒（以下「ハ州留学生」という。）は、北海道教育委員会が指定する家庭にホームステイしながら、北海道登別明日中等教育学校に通学し、授業や学校行事等に参加する。

また、北海道登別明日中等教育学校は、ハ州留学生を受け入れ、その受入期間中における学校行事等に参加させるとともに、日本語の指導を行う。

なお、受入家庭の募集及び選考に係る必要な事項は、北海道教育委員会と教育省が協議して別に定めるものとする。

3 留学生の推薦資格

- (1) 国際交流、国際理解教育及び外国語教育に積極的に取り組んでいる道立高等学校の第1学年若しくは第2学年及び道立中等教育学校の第4学年若しくは第5学年に在学中の者
- (2) 基礎的な英会話の能力があり、その向上に意欲的に取り組める者
- (3) 異文化や異なる習慣、考え方を尊重し、共に学び合い、高め合うことができる者
- (4) 心身とも健康で、かつ、外国での生活に適応できる者
- (5) 帰国後、国際交流等に関する事業や行事に積極的に参加・協力できる者

4 留学生の推薦及び決定

- (1) 留学を希望する生徒は、次の書類を在籍する高等学校等の校長（以下「学校長」という。）に提出する。
 - ① 出願書（様式1）（本人の顔写真及び家族写真を添付または貼付すること）
 - ② 小論文「交換留学を通して何を学び、将来にどう活かして行きたいか」（400字～800字程度、様式任意、PCソフトによる作成も可）
 - ③ 健康診断書（様式2）
- (2) 学校長は、上記3の要件をすべて満たす生徒2名を限度として選考の上、推薦書（様式3）を上記（1）の書類に添付し、所轄の教育局に推薦すること。
- (3) 北海道教育委員会（教育局を含む。）は、別に定める選考要領により書類選考及び生徒面接（日本語と英語）を行い、派遣候補者を選考する。

さらに、派遣候補者の中から教育省と協議・調整をした上で留学生を決定し、関係学校長あて通知する。

5 事前研修会

事前研修会は、留学生及び留学生の保護者並びに引率教員等が出席する。

6 経費の負担区分

この事業に要する経費の負担区分は、次のとおりとする。

- (1) 北海道教育委員会が補助する経費（保護者に対する補助）

高校生交換留学促進事業補助金交付要綱（平成6年6月1日教育長決定）に基づき、補助する。
- (2) 留学生の保護者が負担する経費
 - ① 事前研修会の参加に要する費用、留学生の自宅と新千歳空港間の往復に要する費用、海外旅行保険料、パスポート取得料、ホームステイ料、留学先の高等学校における行事等に参加する費用及び新千歳空港とホノルル空港間の往復交通費のうち、(1)の補助を超える部分
 - ② その他必要な経費
- (3) ハ州留学生を受け入れる家庭が負担する経費

ハ州留学生の滞在期間中の食費、通学に要する費用、宿泊費及び滞在宅から新千歳空港ま

での送迎に要する経費

(4) ハ州留学生の保護者が負担する経費

ハ州留学生の滞在期間中のホームステイ料

7 その他

- (1) 留学生、北海道登別明日中等教育学校の受入担当教員及び引率教員等は本事業終了後、研修報告書（様式任意）を北海道教育委員会に提出するものとする。
- (2) 保護者は留学生を海外旅行保険に加入させることとし、留学期間中の病気、事故等については、保護者の責任において対処するものとする。
- (3) 留学生の留学期間中に病気、事故その他やむを得ない事情により留学を中止しなければならない場合、又は滞在を継続することが適当でないと北海道教育委員会が認めた場合は、留学生を帰国させることができるものとする。
- (4) 留学生の留学期間中の欠席に伴う単位の扱いについては、在籍校と保護者が十分に話し合うこと。
- (5) その他この交換留学事業について必要な事項は、北海道教育委員会と教育省が協議して別に定めるものとする。

附 則

この要項は、決定の日から施行する。